証券コード　5844

京都フィナンシャルグループ

第1期　定時株主総会
招集ご通知

日時
2024年6月27日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

場所
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都銀行本店7階ホール

決議事項

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第4号議案　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件
第5号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

議決権行使期限
2024年6月26日（水曜日）午後5時

ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。

証券コード 5844
2024年６月３日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社 京都フィナンシャルグループ
代表取締役社長　土 井 伸 宏

第 1 期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第１期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第１期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/meeting/

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「京都フィナンシャルグループ」または証券コード「5844」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**２０２４年６月２６日（水曜日）午後５時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時	**2024年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**
2．場　　所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 **株式会社京都銀行本店７階ホール**
3．目 的 事 項	● **報告事項** １．第１期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 （注）当社の第１期事業年度は2023年10月２日から2024年３月31日までですが、当連結会計年度は2023年４月１日から2024年３月31日までであります。 ２．第１期（2023年10月２日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 ● **決議事項** **第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件** **第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件** **第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件** **第４号議案　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件** **第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**
4．招集にあたっての決 定 事 項	（１）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ①事業報告の「１．当社の現況に関する事項」のうち、「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」、「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」ならびに「５．当社の新株予約権等に関する事項」、「６．会計監査人に関する事項」、「７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「８．業務の適正を確保する体制」、「９．特定完全子会社に関する事項」、「10．親会社等との間の取引に関する事項」および「11．会計参与に関する事項」 ②連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本」、「会計監査人の監査報告書 謄本」および「監査等委員会の監査報告書 謄本」 （２）インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる方法を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものといたします。 （３）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

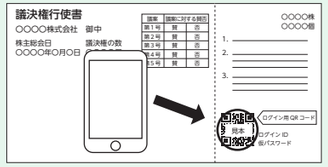
議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使

以下をご参照のうえ、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

「QRコード読取」による方法

▶「議決権行使書」の副票（右側）に表示されているQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

▶画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力のうえ、送信ボタンを押していただくことで、議決権行使は完了いたします。

「ログインID入力」による方法

▶次の議決権行使サイトにアクセスしていただき、「議決権行使書」の副票（右側）に表示されている「ログインID」および「仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力してください。

https://evote.tr.mufg.jp/

▶株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 ▶ 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	土井（どい） 伸宏（のぶひろ） 男性	代表取締役社長	7/7回（100%）
2	再任	幡（はた） 宏幸（ひろゆき） 男性	代表取締役	7/7回（100%）
3	再任	安井（やすい） 幹也（みきや） 男性	取締役	7/7回（100%）
4	再任	奥野（おくの） 美奈子（みなこ） 女性	取締役	7/7回（100%）
5	再任	羽渕（はぶち） 完司（かんじ） 男性	取締役	7/7回（100%）
6	再任	本政（もとまさ） 悦治（えつじ） 男性	取締役	7/7回（100%）

候補者番号 1 土井（どい） 伸宏（のぶひろ） （1956年４月25日生） 再任



所有する当社の株式数
52,692株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年４月　株式会社京都銀行入行
2007年６月　同　取締役人事部長
2008年６月　同　常務取締役
2010年６月　同　常務取締役本店営業部長
2012年６月　同　常務取締役
2015年６月　同　取締役頭取
2023年６月　同　取締役会長（現職）
2023年10月　当社　取締役社長（現職）

【重要な兼職の状況】　株式会社京都銀行取締役会長

取締役候補者とした理由

土井伸宏氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年６月から取締役頭取、2023年６月から取締役会長を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役社長を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号 2 幡（はた） 宏幸（ひろゆき） （1963年４月16日生） 再任



所有する当社の株式数
32,980株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年４月　株式会社京都銀行入行
2018年６月　同　取締役生産性革新本部事務局長
2019年６月　同　常務取締役
2022年８月　同　常務取締役イノベーション・デジタル戦略部長
2022年10月　同　常務取締役
2023年６月　同　専務取締役　リスク統轄部、事務統轄部、業務サポート部、システム部担当（現職）
2023年10月　当社　取締役　経営管理部担当（現職）

【重要な兼職の状況】　株式会社京都銀行専務取締役

取締役候補者とした理由

幡 宏幸氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部店長を歴任し、2023年６月から専務取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号 3 安井（やすい） 幹也（みきや） （1965年２月８日生） 再任



所有する当社の株式数
33,444株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年４月　株式会社京都銀行入行
2017年６月　同　取締役
2018年６月　同　常務取締役本店営業部長
2021年６月　同　常務取締役
2023年６月　同　取締役頭取（現職）
2023年10月　当社　取締役（現職）

【重要な兼職の状況】　株式会社京都銀行取締役頭取

取締役候補者とした理由

安井幹也氏は、株式会社京都銀行において、経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2023年６月から取締役頭取を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号 4 奥野（おくの） 美奈子（みなこ） （1966年２月23日生） 再任



所有する当社の株式数
18,752株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1989年４月　株式会社京都銀行入行
2019年６月　同　執行役員公務・地域連携部長
2022年６月　同　取締役　公務・地域連携部、国際営業部、海外駐在員事務所担当（現職）
2023年10月　当社　取締役　新規事業開発部担当（現職）

【重要な兼職の状況】　株式会社京都銀行取締役

取締役候補者とした理由

奥野美奈子氏は、株式会社京都銀行において、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2022年６月から取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号 5 羽渕（はぶち） 完司（かんじ） （1969年３月10日生） 再任



■ 所有する当社の株式数
8,356株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1993年４月　株式会社京都銀行入行
2017年６月　同　人事総務部長
2021年６月　同　執行役員人事総務部長
2023年６月　同　取締役　人事総務部担当（現職）
2023年10月　当社　取締役　人財戦略部担当（現職）

【重要な兼職の状況】　株式会社京都銀行取締役

取締役候補者とした理由

羽渕完司氏は、株式会社京都銀行において、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2023年６月から取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号 6 本政（もとまさ） 悦治（えつじ） （1969年12月５日生） 再任



■ 所有する当社の株式数
10,988株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1993年４月　株式会社京都銀行入行
2017年６月　同　経営企画部長兼経営企画部広報調査室長
2020年４月　同　経営企画部長
2021年６月　同　執行役員経営企画部長
2023年６月　同　取締役経営企画部長
2023年10月　同　取締役　経営企画部、イノベーション・デジタル戦略部、秘書室担当（現職）
2023年10月　当社　取締役　経営企画部担当（現職）

【重要な兼職の状況】　株式会社京都銀行取締役

取締役候補者とした理由

本政悦治氏は、株式会社京都銀行において、営業部門、経営管理部門の部店長を歴任し、2023年６月から取締役を務めております。また、当社においては、2023年10月から取締役を務めるなど、グループの経営管理や事業運営に精通しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、当社の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

当社の監査体制の強化・充実およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役を１名増員することといたしたく、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。現在の監査等委員である取締役は５名（うち社外取締役は４名）ですが、本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は６名（うち社外取締役は５名）となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

和泉（いずみ） 志津恵（しずえ） （1964年３月18日生） 新任



■ 所有する当社の株式数
0株

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2005年１月　大分大学工学部知能情報システム工学科　助教授
2017年４月　滋賀大学データサイエンス学部データサイエンス学科教授（現職）
2018年４月　京都大学大学院医学研究科　客員研究員
2018年４月　統計数理研究所　客員教授
2018年４月　京都大学防災研究所　非常勤講師
2018年８月　滋賀県大津市政策調整部データ分析アドバイザー（現職）
2019年４月　滋賀大学大学院データサイエンス研究科教授（現職）
2019年９月　内閣府地方創生推進室「地方創生政策アイデアコンテスト2019」地方審査委員
2020年３月　サカタインクス株式会社　社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

和泉志津恵氏は、データサイエンス、統計科学を主な研究分野とする大学及び大学院教授として同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しております。また、行政機関の有識者としての経験、知見や企業の社外取締役としてデータサイエンス分野の助言を行った経験も有しております。これらの豊富な経験と専門的知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

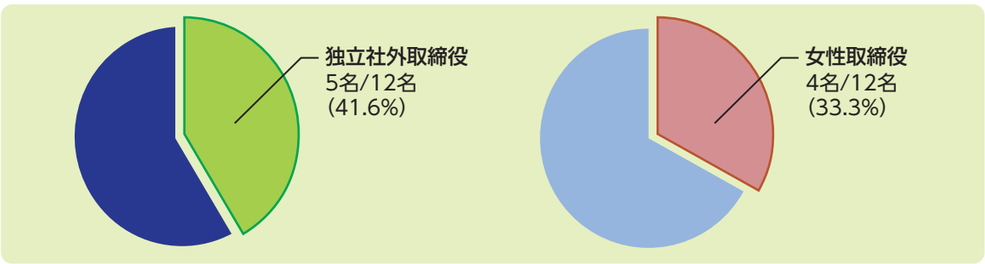
（注）１．和泉志津恵氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。なお、同氏の戸籍上の氏名は、大久保志津恵であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．和泉志津恵氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は和泉志津恵氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、和泉志津恵氏の選任が承認された場合、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。

（ご参考）第１号議案および第２号議案が原案通りご承認いただいた場合における、社内取締役が経験を有する分野および当社が社外取締役に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

※下記一覧は各人が有する全ての知見を表すものではありません。

氏名	性別	地位	企業経営・サステナビリティ	リスクマネジメント・法務	財務・会計・経済	DX・IT・システム	人財・ダイバーシティ	地方営業・地方創生	市場運用・投資事業
土井 伸宏（どい のぶひろ）	男性	代表取締役社長	●	●	●		●	●	●
幡 宏幸（はた ひろゆき）	男性	代表取締役	●	●	●	●	●	●	
安井 幹也（やすい みきや）	男性	取締役	●	●	●	●	●	●	●
奥野 美奈子（おくの みなこ）	女性	取締役	●	●	●		●	●	●
羽渕 完司（はぶち かんじ）	男性	取締役	●	●	●		●	●	
本政 悦治（もとまさ えつじ）	男性	取締役	●	●	●	●		●	●
岩橋 俊郎（いわはし としろう）	男性	取締役（監査等委員）	●	●	●		●	●	●
大藪 千穂（おおやぶ ちほ）	女性	社外取締役（監査等委員）			●		●	●	
植木 英次（うえき えいじ）	男性	社外取締役（監査等委員）	●	●		●			
中務 裕之（なかつかさ ひろゆき）	男性	社外取締役（監査等委員）	●	●	●				
田中 素子（たなか もとこ）	女性	社外取締役（監査等委員）	●	●			●		
和泉 志津恵（いずみ しずえ）	女性	社外取締役（監査等委員）				●	●	●	

大藪千穂、植木英次、中務裕之、田中素子の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、和泉志津恵氏の選任が承認された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。



第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第２条第１項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの総額を年額500百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本定時株主総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額のうち金銭で支給するものを、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額500百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等につきましては、取締役会の決議により決定いたします。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案につきましては、当社のグループ指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

当社は2023年10月２日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告「会社役員（取締役）に関する事項」に記載のとおりでありますが、本議案に基づく報酬等は、当該決定方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本議案の内容は、当該方針の内容、当社の経営体制の状況、経済情勢等を勘案したものであり、グループ指名・報酬委員会の審議を経ていることから、相当であると判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役は０名）であり、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役は０名）となります。

第４号議案　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第２条第１項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの総額を年額500百万円以内とすることを定めております。

本定時株主総会終結後の当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬等の体系につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、第３号議案にてご承認をお願いする「金銭報酬」および本議案にてご承認をお願いする「譲渡制限付株式報酬」の構成といたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に対し、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」に関する報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することをご承認いただきたいと存じます。

なお、これらの報酬等につきましては、株式会社京都銀行の取締役の報酬等と同体系としております。

＜譲渡制限付株式報酬＞

対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分等につきましては、取締役会の決議により決定いたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、当該総数を分割比率または併合比率に従って調整します。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約に基づいて割り当てられた株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）ものとします。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、当該対象取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（３）当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由による退任時の取扱い

対象取締役が役務提供期間中に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により上記（１）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得します。

（４）無償取得事由

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得します。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（６）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

本議案につきましては、当社のグループ指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

当社は2023年10月２日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告「会社役員（取締役）に関する事項」に記載のとおりでありますが、本議案に基づく報酬等は、当該決定方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本議案の内容は、当該方針の内容、当社の経営体制の状況、経済情勢等を勘案したものであり、グループ指名・報酬委員会の審議を経ていることから、相当であると判断しております。

現在の対象取締役は６名でありますが、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は６名となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第２条第２項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの総額を年額100百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本定時株主総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は監査等委員である取締役の報酬額のうち金銭で支給するものを、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査等委員である各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

本議案につきましては、当社のグループ指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

本議案の内容は、当社の経営体制の状況、経済情勢等を勘案したものであり、グループ指名・報酬委員会の審議を経ていることから、相当であると判断しております。

現在の監査等委員である取締役は５名（うち社外取締役は４名）であり、第２号議案「監査等委員である取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は６名（うち社外取締役は５名）となります。

以　上

ご参考

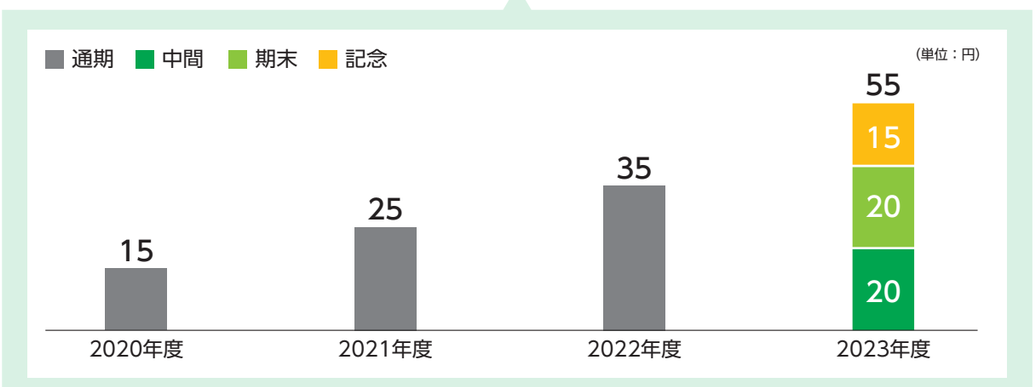
株主還元

株主還元方針	総還元性向	50%以上	2023年度実績	92%

１株当たり配当金の推移

2020年度通期	2021年度通期	2022年度通期	2023年度中間	2023年度期末
15円※	25円※	35円※	20円※	35円　普通配当20円　記念配当15円
			(年間実質55円※)	

「2023年度中間」までは京都銀行の配当金　※１対４の株式分割に伴い、当該株式分割を考慮した１株あたり配当金



自己株式取得総額

2021年度	2022年度	2023年度
25億円	50億円	130億円

第１期事業報告

１．当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社と株式会社京都銀行（以下、京都銀行）を含む連結子会社９社および持分法適用関連会社１社により構成される企業集団であり、京都を中心に近畿２府３県を主要な営業基盤として、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」を目指し、銀行業務を中核に、リース業務、金融商品取引業および各種コンサルティング業務等を通じ、地域のみなさまの課題を解決する総合ソリューションを提供しております。

なお、2024年４月には、新たに連結子会社１社を設立し、お客さま・地域のニーズに一層お応えできる体制を整えております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の「５類感染症」移行とともに、経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調をたどりました。この間、企業部門は海外経済の減速などから一部で生産活動が足踏みしましたが、個人消費は人流の活発化などにより需要が持ち直したほか、インバウンド需要も回復しました。期末にかけては、深刻な人手不足や物価高が続く状況の下、日本銀行の政策修正や各企業の賃上げが発表されるなど、金融・経済が正常化に向けて進展する中で期を終えることとなりました。

事業の経過及び成果

グループ総合力の強化（持株会社体制への移行）

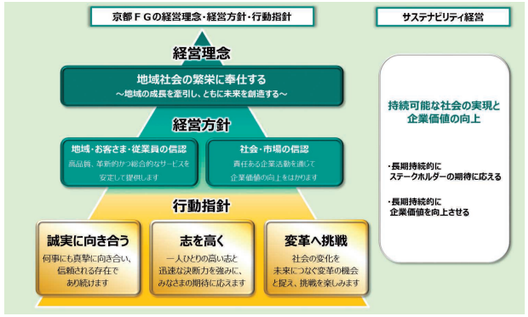
当社は、これまでの事業領域だけにとらわれず、幅広い分野において地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業を目指し、2023年10月２日に京都銀行の単独株式移転により設立されました。

当社グループは、京都銀行の経営理念を継承した「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを最上位に、経営方針として「地域・お客さま・従業員の信認」、「社会・市場の信認」、行動指針として「誠実に向き合う」、「志を高く」、「変革へ挑戦」を掲げるとともに、サステナビリティ経営の実践を志向しております。



また、新たな変革に挑戦していく決意を「新しい波を起こせ。」というブランドメッセージに込めております。

2023年10月からスタートした「第１次中期経営計画」は、持株会社体制で新たな価値を創造するための第一歩を力強く踏み出す期間と位置づけ、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立と連携」、「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的に、４つの戦略に沿った取り組みを進めております。



「第1次中期経営計画」（計画期間：2023.10～2026.3）

目指す姿	地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業
中計の位置づけ	持株会社体制で新たな価値を創造するための第一歩を力強く踏み出す期間

＜持株会社体制の目的＞

ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大

役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立と連携 ⇔ ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上

中計における戦略

- ➢グループ全社戦略：事業ポートフォリオの最適化とグループ内連携によるシナジー最大化
- ➢コンサルティング戦略：グループ一体となった付加価値の高い総合ソリューションの提供
- ➢ＤＸ戦略：デジタルコネクトの更なる加速とデータドリブン経営への変革に挑戦
- ➢人財戦略：戦略的な人財配置による事業領域の深掘り・拡大

企業価値（経済的価値＋社会的価値）の向上により、すべてのステークホルダーに対する満足度の向上

中期経営計画に基づく取り組み

（グループ全社戦略）

「事業ポートフォリオの最適化とグループ内連携によるシナジー最大化」を目指し、ソリューション機能の拡充と事業領域の拡大に取り組んでおります。

まず、子会社の「京都キャピタルパートナーズ株式会社」を設立し、京都銀行の伝統であり強みでもあるベンチャー企業への創業・成長支援と社会的ニーズが高まっている事業承継支援にかかる投資機能を、同社に移管・集約のうえ体制を整備することでキャピタル機能の強化を図りました。「投資を通じて、地域の未来を創造する」というミッションのもと、次世代の地域経済を担うスタートアップ企業や、後継者不在等の課題をお持ちの中堅・中小企業のサポートに取り組み、運用ファンド総額は2030年度までに2022年度末実績の15倍以上となる1,170億円を目指しております。

次に、グループ内におけるコンサルティング事業の強化を図るために、子会社の株式会社京都総合経済研究所を「株式会社京都総研コンサルティング」に社名変更し、新たにコンサルティング事業部を設置しました。これまで京都銀行が取り組んできたSDGsや事業承継、海外進出、GX・DX、人材紹介等のコンサルティング機能を同社に移管・集約し、より専門的かつ総合的にコンサルティングを提供できる体制を整えました。お客さまが抱える経営課題の解決に向けた伴走支援の提供によって、従来のシンクタンク業務と会員事業により蓄積してきた知識・ノウハウを活用し、中小企業のお客さまの悩みに寄りそった解決に取り組んでおります。

加えて、2024年10月に債権回収子会社「きょうと事業再生債権回収株式会社」の事業を開始すべく準備を進めております。厳しい経営状態に置かれた取引先の事業再生等にかかる支援機能を強化することで、さらなる地域経済の活性化に貢献してまいります。

（コンサルティング戦略）

「グループ一体となった付加価値の高い総合ソリューションの提供」を目指し、お客さまの課題・ニーズを把握し、お客さまに伴走して解決につなげる課題解決型営業に取り組んでおります。

【法人のお客さまへの取り組み】

法人のお客さまの多様化・高度化するニーズに対しては、M&Aや事業承継、ファンド投資、ビジネスマッチングなど、お客さまの課題を解決するソリューションの提供に取り組んでいます。

当社グループの営業エリアには、歴史・伝統・技術等を有する特色ある事業者や地域産業を担う事業者が多く集積する一方で、後継者不足をはじめ、構造的な社会課題も多くあります。こうした環境において、地域産業の継続・発展をサポートし未来のイノベーションへとつなげていく取り組みをさらに推進するため、「地域みらい共創事業」を開始しました。

本事業では、グループ機能の総力を結集した総合的なコンサルティングにより、あらゆる角度からお客さまの課題解決を図ると同時に、当社グループのコンサルティング力をより一層高めることで、お客さまと当社グループがともに成長していくことを目指しております。



また、これまでの課題解決型コンサルティングに加えて、お客さまと一体となって課題解決に取り組む「伴走型アドバイザリー業務」も開始しました。本サービスは、お客さまのありたい姿（向かうべき方向性）と現状とのギャップを把握することで課題を特定し、その解決に向けて取り組むもので、お客さまの良き相談相手として寄りそい、安心感をもっていただきながら伴走支援を行ってまいります。

【個人のお客さまへの取り組み】

働き方や消費行動などの変容、また、人生100年時代の到来等により、お客さまの人生に金融面から寄りそう金融機関の役割はますます大きなものとなっています。

日本銀行の金融政策変更により、今後段階的に「金利のある世界」へと進展していくことが想定される中、2024年４月に預金金利の引き上げを行いました。金融資産の中核を占める預金の重要性に鑑み、今後もきめ細かくお客さまのご期待にお応えしつつ預金の増量に取り組むとともに、お客さまの金融資産全体の運用や承継についてもライフステージに応じた専門サービスをご提供してまいります。信託業務については、４つの専門拠点を設け、よりお客さまにとって身近な環境でのコンサルティング提供に取り組んでいるほか、資産運用業務では2023年10月より、京都銀行の窓口で京銀証券口座を通じた投資信託の購入が可能になりました。これにより、京都銀行と京銀証券がより一体となって、ファンドラップや外国債券等も含めたよりよいポートフォリオの提案・管理を行ってまいります。

（ＤＸ戦略）

「デジタルコネクトの更なる加速とデータドリブン経営への変革に挑戦」を掲げ、これまでに「Face to Face」で築いてきた地域やお客さまとのネットワークを、デジタルの力でより強固な繋がりにするとともに、蓄積したデータの分析等に基づくソリューション提供に取り組みました。

デジタルコネクトの更なる加速では、個人のお客さまと地域の事業者、当社グループをつなぎ、情報発信や提案を可能にする場として、個人のお客さまにご利用いただく生活総合サービス「京銀くらしのサイト」を京銀アプリに追加しました。お客さまのライフステージ等を把握し、ニーズに合わせたソリューション提供や地元企業の商品・サービスの紹介を行っております。また、本サービスの提供に合わせ、京銀アプリを広告媒体とした広告事業も開始しました。地域の事業者のみなさまが、広告代理店を介さずに、企業広告や商品・サービスの広告を掲載するサービスで、順次広告媒体も拡大してまいります。

データドリブン経営への変革では、お客さまとのつながりの中で蓄積した当社グループデータの集積・分析・利活用を通じ、グループが一体となって高度化・多様化するお客さまのニーズに的確にお応えしてまいります。

今後もこれらの施策を充実、発展させるべく、デジタル・IT関連へ100億円の投資を計画しております（2023-2025年度）。

（人財戦略）

当社グループでは、従業員を企業価値向上の源泉である財産（人財）ととらえ、人財戦略は経営の最重要課題であるとの認識のもと、「戦略的な人財配置による事業領域の深掘り・拡大」を掲げ、これまでの各戦略を継続的に実行するための各戦略と連動した担い手（人財）の確保・育成・活躍支援に取り組んでおります。

人財の確保については、新入行員の初任給引上げ、若年層を中心にした賃上げ、シニア人財の待遇改善、即戦力人財確保に向けたキャリア採用強化等の施策に取り組んでおります。

人財の育成については、グループ間の人財交流の活発化や各社を横断したキャリアパスの実現に取り組んでおります。専門人財の育成については、地域の主要課題である脱炭素支援に向けて「炭素会計アドバイザー３級」の資格取得に取り組み、目標であった1,000名を達成いたしました。

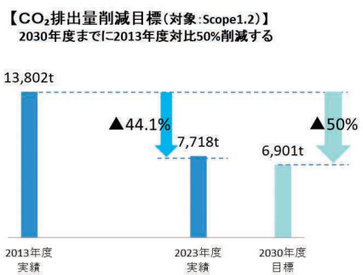
従業員の活躍支援については、社内サーベイや１on１（ワンオンワン）ミーティングを通じた、エンゲージメント向上に取り組んでおります。

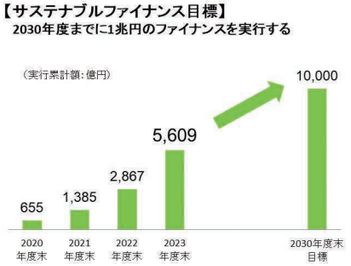
持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当社グループでは、社会的価値と経済的価値の両方を向上させていく、サステナビリティ経営の実践に取り組んでおります。

地域社会においては、脱炭素をはじめとするサステナビリティの取り組みニーズが高まり、個々の企業だけの取り組みにとどまらず、地域での面的な取り組みが必要となっています。そこで、株式会社SCREENホールディングスと地域・サプライチェーンへ広がる取り組みを進める「持続可能な社会の実現に向けた包括連携協定」を締結したほか、京都を代表するグローバルメーカーの株式会社島津製作所、株式会社SCREENホールディングス、ローム株式会社と連携し、地域の中小企業を主な対象とした「サステナビリティ経営実践セミナー」を開催するなど、地域企業と連携した取り組みにも注力しております。

一方、当社グループでは、2024年２月より京都銀行本店等の５つの大規模拠点で使用する電力を、京都府内で発電された太陽光由来の電力に切り替えるとともに、営業車両としてEVバイクへの切り替え等を進めており、当社グループとして2030年度に設定しているCO_2排出量削減目標の前倒し達成とカーボンニュートラル社会の早期実現に向け取り組んでいます。

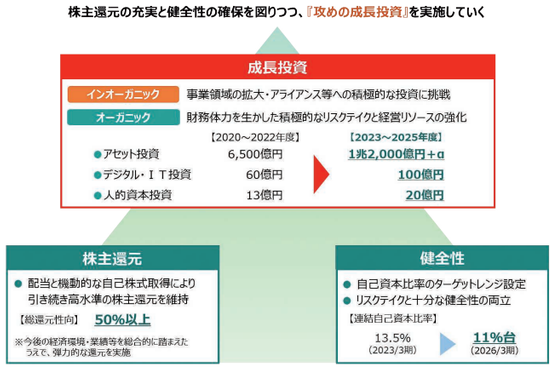




資本政策

（基本方針）

当社グループは、株主還元の充実と健全性の確保を図りつつ、成長投資していくこととしております。



（成長投資）

成長投資については、自社の経営資源によるオーガニック成長と、他企業との買収やアライアンス強化によるインオーガニック成長を展開しております。

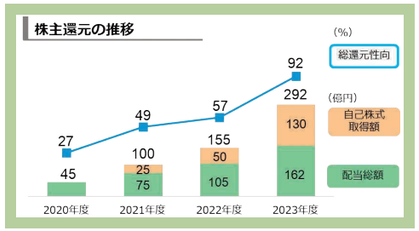
オーガニック成長では、デジタル・IT投資、人的資本投資に加えて、アセット投資額１兆2,000億円プラスαを目標に、中小企業向けファイナンスに加え、ストラクチャードファイナンスなどにも積極的に取り組んでおります。

また、2024年４月から新規事業創出プロジェクト「WILL」を開始しました。本プロジェクトは、全役職員を対象としたビジネスアイデアの募集で、採択されたビジネスアイデアの応募者をプロジェクトリーダーとして事業化検討を進めるものとなっています。本プロジェクトを通じて、新事業創出を加速していくとともに、全従業員の「変革への挑戦」を促してまいります。

インオーガニック成長では、2024年２月に積水リース株式会社をM&Aにより子会社化することを決定いたしました。M&Aでの外部企業の買収は、当社グループでは初めての取り組みとなります。既存の子会社「京銀リース株式会社」とともに、それぞれの特色・強みを生かしつつ当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

（株主還元）

株主還元については、配当162億円、自己株式取得130億円を実施しており、当期の総還元性向は92%となりました。来期以降につきましても、総還元性向50%以上とする方針のもと、経済環境・業績等を勘案しつつ、弾力的な還元に取り組んでまいります。



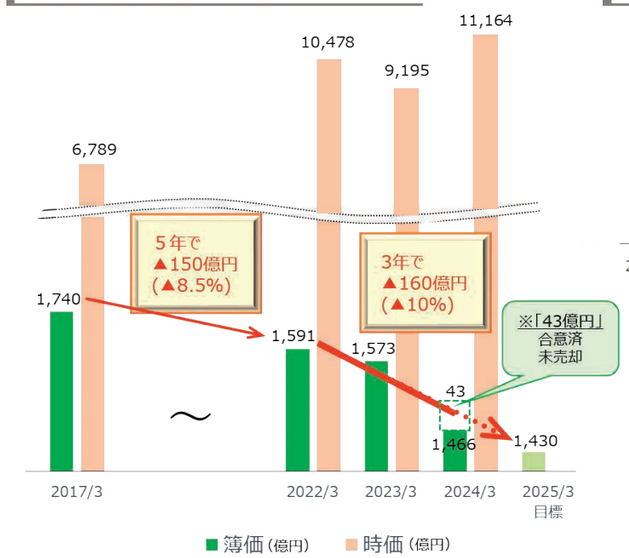
（健全性）

健全性については、リスクテイクと十分な健全性の両立を考慮し、2026年３月末に連結自己資本比率を11%台とする目線でコントロールに取り組んだ結果、12.56%となりました。

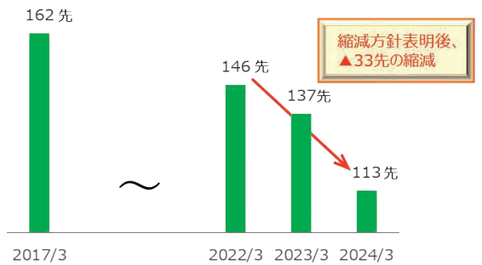
（政策投資株式）

政策投資株式については、保有意義検証の高度化に努めるとともに、2022年５月に公表の方針に基づき縮減を進めております。

政策投資株式（上場）の推移



政策投資株式（上場）保有銘柄数の推移



政策投資株式（上場）の削減累計額

（億円）

	2022/3	2023/3（1年経過）	2024/3（2年経過）
簿価	1,591	1,573	1,466
削減累計額	–	▲18	▲125※

※合意済未売却43億円を含む

以上のような取り組みの結果、当期の業績は次の通りとなりました。

当社グループの連結業績

連結の業績については、単独株式移転により完全子会社となった京都銀行の連結の業績を引き継いで作成しております。

当社グループの連結経常収益は1,376億91百万円、連結経常費用は941億17百万円となりました。この結果、連結経常利益は435億74百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は315億72百万円となりました。

京都銀行の業績および主要勘定

京都銀行の経常収益は、貸出金利息などの資金運用収益や役務取引等収益を中心に前年度比126億76百万円増加し1,266億54百万円となりました。一方、経常費用は、外貨預金利息などの資金調達費用を中心に前年度比68億23百万円増加し、852億58百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比58億52百万円増加し413億96百万円、当期純利益は前年度比40億51百万円増加し296億91百万円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金および譲渡性預金は、個人預金や法人預金を中心に期中3,101億円増加の9兆4,148億円、貸出金は、法人向け貸出を中心に、期中4,203億円増加の6兆7,263億円、有価証券は、市場動向を注視しつつ適切な運用に努めました結果、期中3,907億円増加の3兆3,350億円となりました。なお、有価証券の時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中2,056億円増加し9,261億円となりました。

（ご参考）中期経営計画経営指標の進捗状況

項目		2023年度実績	中計目標
連結ROE	（株主資本ベース）	6.39%	6%
	（純資産ベース）	2.96%	3%
親会社株主帰属利益（連結当期純利益）		315億円	300億円
連結自己資本比率		12.56%	11%台

当社グループの対処すべき課題

持株会社体制として初めて策定した第１次中期経営計画では、当社が目指す姿を、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」と定めました。

これまで京都銀行が、株主のみなさま、地域のみなさまからご支援を賜ってきた、その長い歩みの中で培った地銀経営の要諦を継承しつつ、目指す姿を実現するうえで必要な変革を進めることで、京都フィナンシャルグループとしての新たな道を切り拓いてまいります。

こうした中で、2024年度は、以下の３つの重点テーマに取り組んでまいります。

地域経済の活性化

経済活動が自律的回復に向けて進展しているものの、地域社会は人口減少・高齢化への対応、脱炭素への転換などの課題を抱えておりますし、地域企業は販路拡大、人材不足、後継者不在、環境対応などの課題を抱えております。こうした多様な課題の解決に向けて、銀行が持つ金融仲介機能の発揮にとどまらず、コンサルティング機能も一層強化することで、金融・非金融分野を問わず、地域に根ざす総合ソリューション企業としての事業活動を拡充・高度化し、地域経済の活性化に一層貢献してまいります。

グループ全体の成長促進

グループ各社が、多様化するお客さまの課題・ニーズへの対応力を強化すべく、それぞれの事業を拡大・深掘りするとともに、中核となる京都銀行をハブにした事業連携を確立・強化することでグループシナジーをさらに発揮してまいります。また、グループ全体戦略の実効性を一層高めて、グループ全体の成長を促進するために、グループ各社間での人的資源を含む経営資源の最適配分に取り組んでまいります。

サステナビリティ経営の実践

当社では、「成長投資、健全性の確保、株主還元の充実」をバランスよく実現するとともに経営効率の改善にも取り組むことで、長期持続的に企業価値を向上してまいります。取締役会の機能を補完・補強する会議として設置した「サステナビリティ経営会議」では、経済的価値と社会的価値の両面で企業価値向上に資する取り組みを審議しております。こうした経営の実践に加えて、株主のみなさまとの建設的対話を通じて、今後も幅広いステークホルダーのみなさまのご期待に応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	―	―	―	137,691
経常利益	―	―	―	43,574
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	31,572
包括利益	―	―	―	177,237
純資産額	―	―	―	1,141,082
総資産	―	―	―	11,576,552

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、2023年10月２日設立のため、2022年度以前の状況については記載しておりません。

ロ．当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
営業収益	―	―	―	11,941
受取配当額	―	―	―	11,095
銀行業を営む子会社	―	―	―	11,095
その他の子会社	―	―	―	―
当期純利益	―	―	―	11,059
１株当たり当期純利益	―円―銭	―円―銭	―円―銭	37円46銭
総資産	―	―	―	479,790
銀行業を営む子会社株式等	―	―	―	456,224
その他の子会社株式等	―	―	―	7,225

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、当期純利益を自己株式を除く期中平均株式数で除して算出しております。
なお、2024年１月１日付で１株を４株に株式分割しております。１株当たり当期純利益については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
3. 当社は、2023年10月２日設立のため、2022年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他
使用人数	3,249人	224人

(注) 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

株式会社京都銀行

① 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
京都府	111	(6)
大阪府	31	(―)
滋賀県	14	(―)
奈良県	7	(―)
兵庫県	8	(―)
愛知県	2	(―)
東京都	1	(―)
合計	174	(6)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を４か所、移動店舗車を１台、店舗外現金自動設備を230か所設置しております。また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を25,505か所設置しております。

② 当年度新設営業所

該当ありません。

なお、当年度において店舗外現金自動設備を２か所新設、13か所廃止いたしました。

ロ．その他

株式会社京都フィナンシャルグループ

営業所等	所在地
本社	京都市

(注) 上記以外のその他の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」の「ロ．子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	3,921	122	4,043

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内容	金額
銀行業	店舗等の新築移転・改修（10か所）	221

(注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名 (所　在　地)	主 要 業 務 内 容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
		百万円	%	
株式会社京都銀行 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	銀行業務	42,103	100.00	―
烏丸商事株式会社 (京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地)	不動産管理・賃貸業務、役職員への商品等斡旋業務、ECモールの運営	10	100.00	―
京銀リース株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	リース業務	100	100.00	―
京都クレジットサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	―
京銀カードサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	―
株式会社京都総研コンサルティング (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	コンサルティング業務、経済調査・研究業務	30	100.00	―
京銀証券株式会社 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	金融商品取引業務	3,000	100.00	―
京都キャピタルパートナーズ株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	投資業務	100	100.00	―
京都信用保証サービス株式会社 (京都市中京区烏丸通三条南入饅頭屋町591番地)	信用保証業務	30	100.00 (100.00)	―

(注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は、間接議決権比率であります。
4. 上記のほか、持分法適用の関連会社が１社あります。
5. 2024年４月１日付で、きょうと事業再生債権回収株式会社（100%出資）を設立しております。
6. 2024年６月３日付で、積水リース株式会社の株式を取得し、連結子会社（90%出資）とする予定であります。

ハ．重要な業務提携の概況

該当ありません。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職	その他
土　井　伸　宏	取締役社長　（代表取締役）	株式会社京都銀行取締役会長（代表取締役）	
幡　　宏　幸	取締役　（代表取締役） 経営管理部担当	株式会社京都銀行専務取締役	
安　井　幹　也	取締役	株式会社京都銀行取締役頭取（代表取締役）	
奥　野　美奈子	取締役 新規事業開発部担当	株式会社京都銀行取締役	
羽　渕　完　司	取締役 人財戦略部担当	株式会社京都銀行取締役	
本　政　悦　治	取締役 経営企画部担当	株式会社京都銀行取締役	
岩　橋　俊　郎	取締役　（監査等委員）（常勤）		
大　藪　千　穂	取締役　（監査等委員）（社外取締役）		
植　木　英　次	取締役　（監査等委員）（社外取締役）	株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役	
中　務　裕　之	取締役　（監査等委員）（社外取締役）	フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役	
田　中　素　子	取締役　（監査等委員）（社外取締役）	関西電力株式会社社外取締役	

（注）1. 取締役（監査等委員）の大藪千穂氏、植木英次氏、中務裕之氏及び田中素子氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）の中務裕之氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、常勤の監査等委員を１名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別報酬の決定方針（以下、「決定方針」という）は、グループ指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会の決議により決定しております。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献度等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

監査等委員である取締役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

なお、当社は銀行持株会社として子銀行である株式会社京都銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、グループ指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬		非金銭報酬等
			基本報酬	役員賞与	
取締役（監査等委員を除く）	6名	56	56	—	—
取締役（監査等委員）	5名	30	30	—	—
計	11名	86	86	—	—

（注）　上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は該当ありません。

ハ．取締役の報酬等についての定款の定めに関する事項

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額500百万円以内、監査等委員の報酬等の総額は年額100百万円以内としております（当社定款附則第２条第１項、第２項）。

なお、当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名、監査等委員である取締役の員数は５名であります。

二．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2023年10月２日開催の取締役会において、代表取締役社長 土井伸宏及び代表取締役幡　宏幸に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であります。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、グループ指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得ており、当該答申の内容に従って決定しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
大　藪　千　穂	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
植　木　英　次	
中　務　裕　之	
田　中　素　子	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は当社が全額負担しております。

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
大　藪　千　穂	
植　木　英　次	株式会社ＮＴＴデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社取締役
中　務　裕　之	フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役
田　中　素　子	関西電力株式会社社外取締役

（注）1. 取締役植木英次氏は株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2018年６月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は株式会社ＮＴＴデータ フィナンシャルテクノロジーの代表取締役社長及びエヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社の取締役であります。当社グループの京都銀行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、同社と通常の銀行取引がありますが、同社からみた京都銀行との取引額は直近事業年度の連結売上高の１％未満で、また京都銀行からみた同社との取引額は直近事業年度の連結業務粗利益の１％未満であり、その他当社グループとは相互の寄附等の関係はなく、また当社は同社の株式を保有しておりません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから約６年が経過しており、現時点において当社との間に何らの関係もありません。以上により、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。

2. 取締役田中素子氏の重要な兼職先である関西電力株式会社と京都銀行の間には、通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に重要性はなく、同氏は社外取締役としての独立性を有すると判断しております。

3. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大　藪　千　穂	６か月	当期開催の取締役会７回の全て及び監査等委員会７回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員長として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
植　木　英　次	６か月	当期開催の取締役会７回の全て及び監査等委員会７回の全てに出席しております。	会社経営者としての経験やシステム分野の知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
中　務　裕　之	６か月	当期開催の取締役会７回の全て及び監査等委員会７回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
田　中　素　子	６か月	当期開催の取締役会７回の全て及び監査等委員会７回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。また、グループ指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等
報酬等の合計	4名	16

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4．当社の株式に関する事項

(1) 株　　式　　数　　発行可能株式総数　　800,000千株
発行済株式の総数　　303,362千株
（注）　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　15,252名

(3) 大　　株　　主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,336 千株	11.41 %
日本生命保険相互会社	10,922	3.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,849	3.71
東京海上日動火災保険株式会社	10,150	3.47
明治安田生命保険相互会社	10,001	3.42
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,676	2.96
京セラ株式会社	6,384	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・オムロン株式会社口）	6,112	2.09
住友生命保険相互会社	5,272	1.80
損害保険ジャパン株式会社	5,228	1.78

（注）1.　持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（11,199千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式
当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式は該当ありません。

(5) その他株式に関する重要な事項
2023年11月13日開催の取締役会決議により、以下の通り自己株式を消却しております。
消却した株式の種類および数　　普通株式2,000,000株
消却日　　2024年４月15日

5．当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	① 新株予約権の割当日　2023年10月２日 ② 新株予約権の数　51個 ③ 目的となる株式の種類及び数　当社普通株式　4,080株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2038年７月29日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり）　１円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日　2023年10月２日 ② 新株予約権の数　66個 ③ 目的となる株式の種類及び数　当社普通株式　5,280株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2039年７月29日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり）　１円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日　2023年10月２日 ② 新株予約権の数　78個 ③ 目的となる株式の種類及び数　当社普通株式　6,240株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2040年７月29日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり）　１円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日　2023年10月２日 ② 新株予約権の数　80個 ③ 目的となる株式の種類及び数　当社普通株式　6,400株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2041年８月１日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり）　１円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日　2023年10月２日 ② 新株予約権の数　85個 ③ 目的となる株式の種類及び数　当社普通株式　6,800株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2042年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり）　１円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 77個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 6,160株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2043年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 62個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 4,960株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2044年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 125個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 10,000株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2045年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 263個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 21,040株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2046年７月28日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	１名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 189個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 15,120株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2047年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	２名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 244個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 19,520株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2048年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	３名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 354個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 28,320株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2049年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	３名
	① 新株予約権の割当日 2023年10月２日 ② 新株予約権の数 382個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 30,560株 ④ 新株予約権の行使期間 2023年10月２日から2050年７月30日まで ⑤ 権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社京都銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	３名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）1. 2023年６月29日開催の株式会社京都銀行の定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社京都銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権を交付しております。
2. 当社が2024年１月１日付で行った１株を４株とする株式分割により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山 口 圭 介 指定有限責任社員 下井田　晶 代	23	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第１項の同意をした理由) 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬の見積り根拠などが適切であるかについて確認し、検証した結果、相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(注)　当社および子会社が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は104百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性等の観点から、当社の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8．業務の適正を確保する体制

当社では、経営理念・経営方針のもと、会社法及び同施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備として、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、その方針に基づいて、内部統制システムの整備及びその実効性の向上に努めています。

なお、本方針において、当社グループとは当社および連結子会社により構成される企業グループを指します。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、経営理念・経営方針のもと、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定する。

② 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、評価・改善等を行う。各子会社においては、各社の事業内容・規模等に応じたコンプライアンス態勢の整備・運用を行う。また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見および自律的な対応を行い、もって当社グループ会社の健全性を維持する。

③ 当社は、グループ全体における毎年度の取組方針として、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進を図るとともに、定期的に進捗状況を取締役会およびコンプライアンス会議に報告する。

④ 当社グループは、強固なコンプライアンス態勢を整備・確立するためグループ共通の「コンプライアンス規程」を定めるとともに、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定する。

⑤ 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備するとともに、マネー・ローンダリング等対策の高度化に努める。

⑥ 当社グループは、法令に則り、グループ各社に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を行うための体制を整備する。

⑦ 当社の取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役会の構成として、一定割合以上の社外取締役を置くことで、外部の視点による監督機能の維持・向上を図る。

⑧ 当社の内部監査部門は、取締役会および監査等委員会直轄の組織とし、グループ全体のコンプライアンス状況を監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社グループの情報資産保護のための基本方針として、「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報資産を適切に保護・管理する。

② 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会議事録などを適切に保存・管理し、閲覧権限者の要請に対し対応できる体制を整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、グループ全体の安全かつ健全な経営基盤を確立することを目的とした「統合的リスク管理規程」を定め、各社の事業内容や規模等に応じたリスク管理を行うこととし、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制について定める。

（ア）信用リスク、（イ）市場リスク、（ウ）流動性リスク、（エ）オペレーショナル・リスク、（オ）マネー・ローンダリング等リスク、（カ）評判リスク

② 当社は、前項に定めるほか、グループ全体の健全かつ適切な経営を確保するため、取締役会において、グループ各社の経営、財務およびリスク管理の状況等に応じて、グループ内における適切かつ効率的な資本の分配および自己資本の充実等に係る方針・計画を決定し、それらを踏まえグループ全体の経営管理を行う。

③ 当社グループは、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、グループ全体を対象とした「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として、「コンティンジェンシープラン」等を整備する。

④ 当社グループのリスク管理に関する重要事項は、当社の統合的リスク会議において決議・審議・報告し、総合的なリスク管理態勢の整備・確立を図る。

⑤ 当社の内部監査部門は、グループ全体の内部監査を統括し、リスク管理状況について独立した監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営理念・経営方針を基軸として、取締役会においてグループ全体の中長期の経営計画ならびに毎年度の方針・予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行う。

② 当社は、グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行う。

③ 当社および各子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、社内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととする。

④ 当社は、各子会社の自立を尊重しつつ、「グループ経営管理規程」において、協議・報告基準を定め、経営管理を行う。

⑤ 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行い、執行機能の強化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制

① 当社グループの適正な業務運営を確保するため、「内規」や「職務権限規程」等においてその職務分担を明記するとともに、当社の「グループ経営管理規程」においてグループ会社等の業務の規模・特性に応じた経営管理を行う。

② 当社の役職員を連結子会社の役員に就任させるなど、連結子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を管理・監督する。

③ 当社は、取締役会から委譲を受けた重要事項の決定や子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有を行う会議体としてグループ経営会議（経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議の総称）を置く。グループ各社は当社の決定したグループの経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者等がグループ経営会議に報告する。

④ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、基本方針を制定し、体制を整備する。

⑤ 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施するとともに、内部監査基本方針のもと、子会社の内部監査体制を整備する。また、当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査部門が行った内部監査の結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会事務局に監査等委員会、監査等委員の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととする。

② 監査等委員会事務局の専属の担当者は業務執行に係る役職は兼務せず、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮・監督を受けず、専ら監査等委員会、監査等委員からの指示命令に従う。

③ 監査等委員会の補助使用人の人事（異動・評価・懲戒処分）については、監査等委員会の同意を得て行う。

(7) 監査等委員への報告に関する体制

① 当社グループの役職員は、当社グループに重要な影響を及ぼす情報について、遅滞なく監査等委員へ報告する。報告を受けた監査等委員は監査等委員会に報告する。

② 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、必要に応じて、当社グループの取締役、使用人等に対して報告を求める。報告を求められた取締役、使用人等はこれに応じることとする。

③ 報告を行ったものに対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。また、社内通報制度等により報告したものに対する不利益な取扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとる。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る適法性および妥当性の監査を実施するため、当社の執行に関する重要な会議に出席することができる。

② 監査等委員会は、当社代表取締役を含む役付取締役、内部統制関連部門等と連携することにより、当社グループの業務の執行状況を把握する。

③ 監査等委員会は、当社内部監査部門に対して、必要かつ具体的な指示を行うなど、当社内部監査部門に対する指揮命令権を確保する。

④ 当社の内部監査部門長の人事（異動・懲戒処分）については、監査等委員会の同意を得て行う。

当事業年度（第１期）における、上記基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。なお、基本方針は、法令諸規則等または外部経営環境の変化や当社グループにおける内部統制システムの運用状況等を踏まえて、随時必要な見直しを行い、内容の充実・実効性の向上に努めてまいります。

(1) コンプライアンス態勢

・ コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置付け、そのための遵守基準として、グループ共通の「企業倫理・行動規範」を制定しています。

・ 当社グループ全体のコンプライアンス推進体制として、当社にコンプライアンス会議、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各子会社におけるコンプライアンス徹底のための態勢整備、指導、管理、評価・改善等を行っています。

・ また、不正行為を発見した場合の報告体制をグループ各社において、整備・運用するとともに、社内通報制度を設け、不正行為の早期発見および自律的な対応を行っています。

・ 取締役会は、「グループコンプライアンス・リスク管理プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。

(2) 情報管理体制

・ 取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理し、閲覧権限者の要請に対し対応できる体制を整備しています。

・ その他の重要な情報についても、各所管部において適切に保存及び管理しています。

(3) リスク管理体制

・ グループ経営会議の１つである統合的リスク会議において、経営管理部より主要なリスクの状況について報告を受けています。

・ また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

・ 当社の内部監査部門は、リスク管理状況について、独立した監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会においてグループ全体の中期経営計画ならびに年度の方針および予算を決定し、各子会社はそれらを踏まえた計画の策定ならびに業務執行を行っています。

・ グループ全体の計画進捗状況について、取締役会において半期ごとに成果と課題を把握し、また四半期ごとに予算・決算の状況を管理しています。

・ 当社の執行を担う会議体として、経営執行会議、統合的リスク会議、コンプライアンス会議を設置し、取締役会より委譲を受けた重要事項の決定や各子会社の業務執行状況の把握、取締役会への適切な情報共有などを行っています。また、監督機能を補完する任意の委員会としての「グループ指名・報酬委員会」、専門的な領域における審議の充実をはかり、取締役会の機能を補完・補強する会議としての「サステナビリティ経営会議」を設置するなど、監督と執行の機能強化を両輪として推進するとともに、効率的な職務執行に取組んでいます。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・　当社は「グループ経営管理規程」を制定し、各子会社の当社への協議・報告基準を定め、業務の規模・特性に応じた経営管理を行っています。また、役職員を各子会社の役員に就任させ、取締役会への出席等を通じて、業務の状況を管理・監督しています。
・　グループ各社は当社の決定したグループ全体の経営方針に沿った業務執行を行い、その執行状況を代表者が経営執行会議において報告しています。
・　当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、内部監査の結果を取締役会および監査等委員会へ報告しています。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

・　監査等委員会事務局には、専属の担当者を配置し、業務執行から独立した立場で、監査等委員の職務を補助しています。
・　「監査等委員会規程」等において、監査等委員会への報告ルールを整備しているほか、各部は、監査等委員会からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。
・　また、報告を行った者に対し、不利益な取り扱いを行わない旨を定め、社内通報制度等により報告した者に対する不利益な取扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。
・　常勤監査等委員は、グループ経営会議などの重要な会議に出席するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。
・　内部監査部門、リスク統括部門は定期的に監査等委員との意見交換の場を設けて、内部監査、コンプライアンス、リスクの管理状況等を報告しています。

9．特定完全子会社に関する事項

会　社　名	住　所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700番地	456,224百万円	479,790百万円

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11．会計参与に関する事項

該当ありません。

12．その他

会社法第459条第１項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、取締役会の決議によってこれらを決定することができる旨を定款に定めております。

当社では、株主還元方針を「総還元性向50％以上」と定め、成長投資と健全性の確保とのバランスを勘案しつつ、株主還元の充実を進め、弾力的に還元を実施することとしております。

連結計算書類

(2024年３月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	962,778	預金	8,821,977
コールローン及び買入手形	368,746	譲渡性預金	543,348
買入金銭債権	15,786	コールマネー及び売渡手形	1,714
商品有価証券	221	債券貸借取引受入担保金	500,070
金銭の信託	6,226	借用金	193,750
有価証券	3,336,568	外国為替	743
貸出金	6,717,532	信託勘定借	3,990
外国為替	9,013	その他負債	59,382
リース債権及びリース投資資産	13,717	退職給付に係る負債	23,592
その他資産	79,048	睡眠預金払戻損失引当金	157
有形固定資産	76,590	偶発損失引当金	761
建物	28,157	特別法上の引当金	0
土地	43,160	繰延税金負債	262,112
建設仮勘定	555	再評価に係る繰延税金負債	3,349
その他の有形固定資産	4,716	支払承諾	20,519
無形固定資産	3,416	負債の部合計	10,435,470
ソフトウェア	2,291	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,124	資本金	40,000
繰延税金資産	1,046	資本剰余金	41,875
支払承諾見返	20,519	利益剰余金	441,188
貸倒引当金	△34,660	自己株式	△24,654
		株主資本合計	498,409
		その他有価証券評価差額金	645,029
		繰延ヘッジ損益	28
		土地再評価差額金	△2,699
		退職給付に係る調整累計額	105
		その他の包括利益累計額合計	642,464
		新株予約権	208
		純資産の部合計	1,141,082
資産の部合計	11,576,552	負債及び純資産の部合計	11,576,552

(2023年４月１日から2024年３月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	額
経常収益		137,691
資金運用収益	97,040	
貸出金利息	53,034	
有価証券利息配当金	37,176	
コールローン利息及び買入手形利息	5,539	
預け金利息	39	
その他の受入利息	1,251	
信託報酬	7	
役務取引等収益	24,121	
その他業務収益	9,385	
その他経常収益	7,136	
貸倒引当金戻入益	770	
償却債権取立益	10	
その他の経常収益	6,354	
経常費用		94,117
資金調達費用	17,106	
預金利息	12,651	
譲渡性預金利息	29	
コールマネー利息及び売渡手形利息	35	
債券貸借取引支払利息	1,954	
借用金利息	7	
その他の支払利息	2,428	
役務取引等費用	6,777	
その他業務費用	9,419	
営業経費	58,064	
その他経常費用	2,749	
その他の経常費用	2,749	
経常利益		43,574
特別利益		1,108
固定資産処分益	1,108	
特別損失		706
固定資産処分損	632	
減損損失	73	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		43,976
法人税、住民税及び事業税	11,657	
法人税等調整額	679	
法人税等合計		12,337
当期純利益		31,638
非支配株主に帰属する当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		31,572

（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 連結包括利益計算書

（参考）
（単位：百万円）

科目	金額	
当期純利益		**31,638**
その他の包括利益		**145,598**
その他有価証券評価差額金	143,158	
繰延ヘッジ損益	△198	
退職給付に係る調整額	2,638	
包括利益		**177,237**
親会社株主に係る包括利益	177,075	
非支配株主に係る包括利益	161	

（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,103	34,158	421,490	△8,521	489,231
当期変動額					
株式移転による変動	△2,103	6,261		△4,157	—
連結子会社株式の取得による持分の増減		1,475		895	2,370
剰余金の配当			△11,896		△11,896
親会社株主に帰属する当期純利益			31,572		31,572
自己株式の取得				△13,011	△13,011
自己株式の処分		△19		139	119
土地再評価差額金の取崩			21		21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△2,103	7,716	19,698	△16,133	9,178
当期末残高	40,000	41,875	441,188	△24,654	498,409

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	501,966	227	△2,677	△2,533	496,983	264	2,747	989,226
当期変動額								
株式移転による変動								—
連結子会社株式の取得による持分の増減								2,370
剰余金の配当								△11,896
親会社株主に帰属する当期純利益								31,572
自己株式の取得								△13,011
自己株式の処分								119
土地再評価差額金の取崩								21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	143,062	△198	△21	2,638	145,480	△55	△2,747	142,677
当期変動額合計	143,062	△198	△21	2,638	145,480	△55	△2,747	151,855
当期末残高	645,029	28	△2,699	105	642,464	208	—	1,141,082

連　結　注　記　表

当社は、2023年10月２日に株式会社京都銀行の単独株式移転により設立されました。当連結会計年度の連結経営成績は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社京都銀行の連結経営成績を引き継いで作成しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．子会社、子法人等及び関連法人等の定義に関する事項
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

２．連結の範囲に関する事項
(1) 連結される子会社及び子法人等　　９社
(会社名)
株式会社京都銀行
烏丸商事株式会社
京銀リース株式会社
京都クレジットサービス株式会社
京銀カードサービス株式会社
株式会社京都総研コンサルティング
京銀証券株式会社
京都キャピタルパートナーズ株式会社
京都信用保証サービス株式会社

(連結の範囲の変更)
京都キャピタルパートナーズ株式会社を新規設立により、当連結会計年度から株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という。）の連結の範囲に含めました。
当社の設立に伴い、京都銀行が当社の完全子会社となり、京都銀行が保有していた、烏丸商事株式会社、京銀リース・キャピタル株式会社(現 京銀リース株式会社)、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社、株式会社京都総合経済研究所(現 株式会社京都総研コンサルティング)、京銀証券株式会社、京都キャピタルパートナーズ株式会社の全株式を京都銀行から現物配当を受ける方法を用いて取得したことから、当該７社及び京都銀行と京都銀行の連結子会社を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等　　６社
(会社名)
京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド２号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド３号 for SDGs 投資事業有限責任組合
京銀FOF１号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2024ファンド投資事業有限責任組合
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称
(会社名)
有限会社マドネスジャパン
株式会社シカタ
投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

３．持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等　　１社
(会社名)
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　６社
(会社名)
京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド２号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド３号 for SDGs 投資事業有限責任組合
京銀FOF１号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2024ファンド投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等　　3社
(会社名)
きょうと農林漁業成長支援ファンド投資事業有限責任組合
京銀まちづくりファンド有限責任事業組合
地域づくり京ファンド有限責任事業組合
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称
(会社名)
夢酒蔵株式会社
株式会社サンエープロテントホールディングス
投資事業等を行う非連結の子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

4．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日　　9社

5．開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

6．のれんの償却に関する事項
該当事項はありません。

7．会計方針に関する事項
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　８年～50年
その他　　３年～20年
当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準
銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後３年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。また、上記の要注意先及び要管理先に区分される債務者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る特定の債務者に対する債権については、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に

対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の５第１項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法
銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法
① 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金　　34,660百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「7．会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に加え、業績不振等の状況にある債務者の経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる債務者を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、債務者区分に対して足元の状況等を反映し、貸倒引当金を計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症について、一部の債務者の財務面への影響は一定期間継続するものと想定しています。当該想定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る特定の債務者については、破綻懸念先相当のリスクがあるとの仮定を置き、破綻懸念先に対して見積られた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じて必要と認める額を計上しております。しかしながら、債務者の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。また、経済情勢が大きく変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(積水リース株式会社の株式の取得)

当社は、2024年２月29日開催の取締役会において、積水リース株式会社の株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で三菱HCキャピタル株式会社との間で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称　積水リース株式会社

事業内容　　総合リース業

(2) 株式取得の理由

当社グループは、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、ソリューション機能の拡充に取り組んでおります。

積水リース株式会社は、積水化学工業グループを主要顧客としてリース事業を安定的に行っているリース会社であり、本株式取得は、当社グループにおけるリース事業の拡大につながるとともに、当社の子会社である京銀リース株式会社と積水リース株式会社の保有するノウハウや取引基盤等を相互に活かすことで、ソリューション機能の充実を図り、お客さまの経営課題の解決、当社グループの更なる企業価値向上に努めてまいります。

(3) 企業結合日

2024年６月３日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得前後の議決権比率

異動前の議決権比率　　0.0%

異動後の議決権比率　　90.0%

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）　6,534百万円

2．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に29,404百万円含まれております。

3．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,756百万円
危険債権額	81,780百万円
三月以上延滞債権額	9百万円
貸出条件緩和債権額	6,066百万円
合計額	97,612百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,371百万円であります。

5．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	704,368百万円

担保資産に対応する債務

預金	13,173百万円
債券貸借取引受入担保金	500,070百万円
借用金	193,500百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券275,317百万円、貸出金98,400百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金56,061百万円、保証金1,500百万円が含まれております。

6．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,749,999百万円であります。このうち、原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,639,126百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

8．有形固定資産の減価償却累計額　81,303百万円

9．有形固定資産の圧縮記帳額　1,780百万円

10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は65,907百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,990百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1.「その他の経常収益」には、株式等売却益5,392百万円、金銭の信託運用益226百万円を含んでおります。

2.「その他の経常費用」には、株式等売却損138百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,840	227,522	—	303,362	（注）１、２
自己株式					
普通株式	1,495	9,829	126	11,199	（注）１、３、４

（注）１　2024年１月１日付で１株を４株に株式分割しております。
２　普通株式の発行済株式の増加227,522千株は、株式分割によるものです。
３　自己株式数の増加9,829千株の内訳は、以下のとおりであります。
（株式分割前）
・市場買付による取得　794千株
・単元未満株式の買取による取得　１千株
（株式分割時・株式分割後）
・株式分割による増加　6,495千株
・市場買付による取得　2,537千株
・単元未満株式の買取による取得　０千株
４　自己株式の減少126千株の内訳は、以下のとおりであります。
（株式分割前）
・ストック・オプションの権利行使による処分　12千株
・京銀リース・キャピタル株式会社（現 京銀リース株式会社）完全子会社化に伴う株式交換　105千株
・譲渡制限付株式報酬としての割当による処分　７千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—					208	

3. 配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

当社は、2023年10月２日に単独株式移転により設立された持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の定時株主総会または取締役会において決議された金額であります。

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月29日定時株主総会	株式会社京都銀行普通株式	5,947百万円	80.00円	2023年３月31日	2023年６月30日
2023年11月13日取締役会	株式会社京都銀行普通株式	5,948百万円	80.00円	2023年９月30日	2023年12月１日

（注）2024年１月１日付で１株を４株に株式分割しております。「１株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年５月14日取締役会	普通株式	10,225百万円	利益剰余金	（注）　35.00円	2024年３月31日	2024年６月４日

（注）１株当たり配当額のうち15円は、当社設立記念配当であります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、証券業務、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当社グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行って

おり、その一環として、デリバティブ取引を行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、主に地元企業や個人に対する事業資金や各種ローンであり、これらは与信先の経営状態の悪化等により元本や利息が回収できなくなる信用リスクを有しています。

また、有価証券は、主に債券や株式等であり、これらは、発行体の経営状態の悪化等により有価証券の価値が減少する信用リスクのほか、市場金利の変動により調達と運用の利鞘が縮小又は逆転する金利リスクや市場価格の変動により損失を被る価格変動リスクなどの市場リスクを有しています。

ほかにも、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金や有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っているため、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、並びに市場の混乱等により、市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクなど、流動性リスクを有しています。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等です。金利先物取引、債券オプション取引等については、当連結会計年度末時点での残高はございません。

デリバティブ取引は、市況変動から損失を被る可能性のある市場リスクや取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある与信リスクが内包されております。なお、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であるため、市場リスクにつきましてはデリバティブ取引の被るリスクと資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

当社グループは、金利や為替等の相場変動にさらされている資産にかかるリスク（市場リスク）を回避する目的として、デリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買を行うトレーディング取引については一定の取引限度額等を設定し、取組んでおります。

このほか、新しい金融商品に対するお客様のニーズに積極的にお応えするために、デリバティブ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ方針（ヘッジ手段、ヘッジ対象を含む）

「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規に基づき、金利リスク及び債券・株式等の価格変動リスクを対象としております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

・ヘッジ対象…固定金利貸出資産の一部、有価証券の一部

③ 金利スワップ並びに、通貨スワップにつきましては、期末基準日において、ヘッジの有効性を確認しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定めたうえで、信用リスク管理の強化に取組んでいます。

経営管理部信用リスク管理グループでは、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っています。加えて、特定の取引先、特定の業種等に与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起こらないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、定期的に統合的リスク会議に報告を行っております。

また、資産の健全性の維持・向上のために資産の自己査定を実施し、適正な償却・引当を行っているほか、経営監査部に専門担当部署として資産監査グループを設け、自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

一方で、個別与信管理においては、当社グループ各社で厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、与信先の財務状態、技術力、将来性および資金使途や返済原資等をふまえ、総合的に返済能力を判断しております。

また、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生を図り、当社グループ資産の健全化に取組んでいるほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めています。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、「市場リスク管理規程」により、市場リスク管理態勢の整備・強化に取組んでいます。所管部である経営管理部においては、預貸金・有価証券等を含めた市場リスクを信用リスクなど他のリスクと一元的に把握したうえで、これを体力（自己資本）の範囲内に適切にコントロールすることで安定した収益の確保に努めております。

このため、経営管理部では、「VaR法」、「ΔEVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）」などにより市場リスクの管理・分析を行っています。また、バックテスティングやストレステスト等により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

市場リスクを有する商品の内、有価証券等の管理にあたっては、自己資本・業務純益等の当社グループの体力や収益とのバランスを考慮したポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定しております。保有するポジション等は定期的に適正かつ正確な時価を計測してその把握に努め、経営陣に報告するなど十分なリスク管理を行っております。

株式等にかかるリスク量は、自己資本に加え、その評価益をもとにしてリスク許容量を設定し、また、６か月ごとに実施する自己査定を通して正確な実態把握に努め、自己査定結果に対しては、経営監査部が監査しております。

さらに、半期ごとに市場・流動性等リスク管理方針を定め、各商品の市場リスク量を、定期的に経営陣に報告するとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討するなど、戦略的なリスクマネジメントに努めております。

なお、デリバティブ取引については、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引ですが、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定の損失限度額等を設定し、管理しております。

③　流動性リスクの管理

当社グループでは、「流動性リスク管理規程」により、流動性リスク管理態勢の整備・強化に取組んでいます。資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。また、現金預け金、コールローン及び買入手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,095	5,012	△82
その他有価証券	3,293,635	3,293,635	—
(2) 貸出金	6,717,532		
貸倒引当金（*1）	△33,816		
	6,683,716	6,662,444	△21,271
資産計	9,982,447	9,961,092	△21,354
(1) 預金	8,821,977	8,822,028	50
(2) 譲渡性預金	543,348	543,347	△0
(3) 借用金	193,750	193,023	△726
負債計	9,559,076	9,558,399	△676
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	495	495	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	△4,766	△4,766	—
デリバティブ取引計	△4,271	△4,271	—

(*1)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(*3)　ヘッジ対象である有価証券等のヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号　2022年３月17日）を適用しております。

（注１） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①　市場価格のない株式等（*１）（*２）	3,248
②　組合出資金　（*３）	34,589

（*１） 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*２） 当連結会計年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。

（*３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,119,019	12,462	—	1,131,482
国債	464,738	—	—	464,738
地方債	—	701,314	—	701,314
社債	—	584,403	65,381	649,784
その他	3,297	343,018	—	346,316
資産計	1,587,055	1,641,198	65,381	3,293,635
デリバティブ取引				
金利関連	—	720	—	720
通貨関連	—	△4,991	—	△4,991
デリバティブ取引計	—	△4,271	—	△4,271

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	—	—
地方債	—	4,511	—	4,511
社債	—	500	—	500
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	6,662,444	6,662,444
資産計	—	5,012	6,662,444	6,667,457
預金	—	8,822,028	—	8,822,028
譲渡性預金	—	543,347	—	543,347
借用金	—	193,023	—	193,023
負債計	—	9,558,399	—	9,558,399

(注１)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、期限前返済率、信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

投資信託については、取引価格または証券会社等から入手する基準価格等を時価として利用しており、取引活発度に応じて時価レベルを分類しております。

私募債については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利のうち約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用していることを確認できないものをレベル２の時価に分類しております。

(注２)　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債			
私募債	割引現在価値法	割引率	0.3% ～ 4.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*１）
		損益に計上（*１）	その他の包括利益に計上（*２）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	59,373	8	△150	6,149	―	―	65,381	―

(*１) 連結損益計算書に含まれております。

(*２) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、時価の算定に関する方針、手続及び時価評価モデルを定めております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法、インプットの妥当性並びに、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、市場金利に調整を加えた利率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性を負担する対価から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1

２．満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	500	500	0
	その他	―	―	―
	小計	500	500	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	4,594	4,511	△83
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	4,594	4,511	△83
合計		5,095	5,012	△82

3．その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,128,746	155,836	972,910
	債券	168,561	168,060	500
	国債	70,162	69,944	217
	地方債	67,097	66,904	193
	社債	31,302	31,211	90
	その他	146,179	138,307	7,871
	外国債券	39,329	39,097	232
	その他	106,850	99,210	7,639
	小計	1,443,488	462,204	981,283
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,735	2,989	△254
	債券	1,647,275	1,694,016	△46,741
	国債	394,576	417,031	△22,455
	地方債	634,216	647,968	△13,752
	社債	618,482	629,016	△10,534
	その他	200,136	207,039	△6,903
	外国債券	86,762	87,493	△730
	その他	113,373	119,546	△6,172
	小計	1,850,147	1,904,046	△53,898
合計		3,293,635	2,366,251	927,384

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,111	4,199	4
債券	443,539	792	623
国債	335,527	657	246
地方債	58,319	29	326
社債	49,691	104	51
その他	52,008	1,360	3,448
外国債券	25,413	—	3,191
その他	26,595	1,360	257
合計	501,659	6,353	4,076

6．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落又は、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	6,226	―

2．満期保有目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年３月31日現在）

該当ありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	3,904円91銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	106円55銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	106円47銭

（注）2024年１月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たりの純資産額、１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定しております。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	株式会社京都フィナンシャルグループ第１回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第２回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第３回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第４回新株予約権（注１）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 １名	京都銀行取締役 １名	京都銀行取締役 １名	京都銀行取締役 １名
株式の種類別のストック・オプションの数（注２）	普通株式 4,080株	普通株式 5,280株	普通株式 6,240株	普通株式 6,400株
付与日（注３）	2008年７月29日	2009年７月29日	2010年７月29日	2011年８月１日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月２日から2038年７月29日まで	2023年10月２日から2039年７月29日まで	2023年10月２日から2040年７月29日まで	2023年10月２日から2041年８月１日まで

	株式会社京都フィナンシャルグループ第５回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第６回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第７回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第８回新株予約権（注１）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役 １名	京都銀行取締役 １名	京都銀行取締役 １名	京都銀行取締役 １名 京都銀行執行役員 １名
株式の種類別のストック・オプションの数（注２）	普通株式 6,800株	普通株式 6,160株	普通株式 4,960株	普通株式 10,960株
付与日（注３）	2012年７月30日	2013年７月30日	2014年７月30日	2015年７月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月２日から2042年７月30日まで	2023年10月２日から2043年７月30日まで	2023年10月２日から2044年７月30日まで	2023年10月２日から2045年７月30日まで

	株式会社京都フィナンシャルグループ第９回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権（注１）	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権（注１）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役　１名 京都銀行執行役員　１名	京都銀行取締役　２名 京都銀行執行役員　２名	京都銀行取締役　３名 京都銀行執行役員　２名	京都銀行取締役　３名 京都銀行執行役員　４名
株式の種類別のストック・オプションの数（注２）	普通株式　23,120株	普通株式　17,680株	普通株式　22,080株	普通株式　36,000株
付与日（注３）	2016年７月28日	2017年７月30日	2018年７月30日	2019年７月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない			
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない			
権利行使期間	2023年10月２日から 2046年７月28日まで	2023年10月２日から 2047年７月30日まで	2023年10月２日から 2048年７月30日まで	2023年10月２日から 2049年７月30日まで

	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権（注１）
付与対象者の区分及び人数	京都銀行取締役　３名 京都銀行執行役員　９名
株式の種類別のストック・オプションの数（注２）	普通株式　48,400株
付与日（注３）	2020年７月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2023年10月２日から 2050年７月30日まで

（注１）　当社が株式会社京都銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、株式会社京都銀行が発行していた新株予約権に代わり、当社の新株予約権を交付したものであります。
（注２）　2024年１月１日付で行った１株を４株とする株式分割後の株式数に換算して記載しております。
（注３）　付与日は株式会社京都銀行における当初の付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	株式会社京都フィナンシャルグループ第１回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第２回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第３回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第４回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第５回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第６回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第７回新株予約権
権利確定前							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後							
前連結会計年度末	4,080株	5,280株	6,240株	6,400株	6,800株	6,160株	7,600株
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	2,640株
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	4,080株	5,280株	6,240株	6,400株	6,800株	6,160株	4,960株

	株式会社京都フィナンシャルグループ第８回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第９回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権
権利確定前						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後						
前連結会計年度末	13,680株	33,200株	24,400株	28,960株	45,840株	61,200株
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	2,720株	10,080株	6,720株	6,880株	9,840株	12,800株
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	10,960株	23,120株	17,680株	22,080株	36,000株	48,400株

（注）2024年１月１日付で行った１株を４株とする株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	株式会社京都フィナンシャルグループ第１回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第２回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第３回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第４回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第５回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第６回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第７回新株予約権
権利行使価格	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
行使時平均株価（注１）	―	―	―	―	―	―	１株当たり1,808円
付与日における公正な評価単価（注２）	１株当たり1,222円	１株当たり1,006円	１株当たり857円	１株当たり847円	１株当たり657円	１株当たり952円	１株当たり1,127円

	株式会社京都フィナンシャルグループ第８回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第９回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第10回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第11回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第12回新株予約権	株式会社京都フィナンシャルグループ第13回新株予約権
権利行使価格	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
行使時平均株価（注１）	１株当たり1,808円	１株当たり1,808円	１株当たり1,808円	１株当たり1,808円	１株当たり1,808円	１株当たり1,808円
付与日における公正な評価単価（注２）	１株当たり1,798円	１株当たり823円	１株当たり1,306円	１株当たり1,362円	１株当たり979円	１株当たり912円

（注１） 2024年１月１日付で行った１株を４株とする株式分割後の価格に換算して記載しております。

（注２） 株式会社京都銀行が当初付与した日における公正な評価単価を、2024年１月１日付で行った１株を４株とする株式分割後の価格に換算して記載しております。

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

１．単独株式移転による持株会社の設立

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社京都銀行	銀行業

② 企業結合日

2023年10月２日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

④ 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社　株式会社京都フィナンシャルグループ

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大、役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携、及びガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上を目的として設立されました。

なお、当社は、当社の完全子会社である株式会社京都銀行の保有する次の子会社株式の全てを、株式会社京都銀行から現物配当を受ける方法を用いて2023年10月２日付で取得し、当該７社を当社の直接出資子会社としております。

烏丸商事株式会社
京銀リース・キャピタル株式会社（現 京銀リース株式会社）
京都クレジットサービス株式会社
京銀カードサービス株式会社
株式会社京都総合経済研究所（現 株式会社京都総研コンサルティング）
京銀証券株式会社
京都キャピタルパートナーズ株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

2．子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
京銀リース・キャピタル株式会社 （現 京銀リース株式会社）	リース業務、投資業務 （現 リース業務）

② 企業結合日

2023年10月30日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

連結収益力及びグループガバナンスの一層の強化を図り、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとしての企業価値の向上を目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金預け金）	535百万円
取得原価	535百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

600百万円

3．株式交換による完全子会社化

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
京銀リース・キャピタル株式会社 （現 京銀リース株式会社）	リース業務、投資業務 （現 リース業務）

② 企業結合日

2023年10月31日

③ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、京銀リース・キャピタル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

本株式交換は、当社においては、会社法第796条第２項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、京銀リース・キャピタル株式会社においては、2023年10月20日の臨時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、2023年10月31日を効力発生日として実施いたしました。

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

連結収益力及びグループガバナンスの一層の強化を図り、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとしての企業価値の向上を目的として、本株式交換を実施し完全子会社化したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（普通株式）	896百万円
取得原価	896百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

① 株式の種類別の交換比率

京銀リース・キャピタル株式会社普通株式１株に対し、当社普通株式262株

② 交換比率の算定方法

当社及び京銀リース・キャピタル株式会社は、公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者機関に本株式交換比率の算定を依頼しました。両社は、算定結果を参考に交換比率を慎重に検討し、協議・交渉を行った結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないと判断いたしました。

③　交付株式数
105,324株

(5) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
①　資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
②　非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
873百万円

4．吸収分割による事業の承継
(1) 取引の概要
①　結合当事企業の名称
吸収分割承継会社　：　京都キャピタルパートナーズ株式会社（当社の連結子会社）
吸収分割会社　　：　京銀リース・キャピタル株式会社（当社の連結子会社）
②　対象となった事業の内容
京銀リース・キャピタル株式会社の投資業務
③　企業結合日
2023年11月７日
④　企業結合の法的形式
京銀リース・キャピタル株式会社を分割会社とし、京都キャピタルパートナーズ株式会社を承継会社とする無対価吸収分割（簡易分割）
⑤　結合後企業の名称
本吸収分割に伴い、2023年11月７日付で、京銀リース・キャピタル株式会社を京銀リース株式会社に社名変更を行っております。
⑥　その他取引の概要に関する事項
地域企業のさらなる成長を促進し、地域経済活性化や発展に寄与することを目的として、京都キャピタルパートナーズ株式会社に投資業務を集約する本吸収分割を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

（重要な後発事象）

（子会社の設立）
当社は、2023年10月２日開催の取締役会において、関係当局の許可等を前提に、債権回収会社の設立を決議し、2024年４月１日付で設立いたしました。

１．設立の目的
厳しい経営状態に置かれた取引先の事業再生等にかかる支援機能を強化することを目的に、当該子会社を設立いたしました。

２．子会社の概要
(1) 会社名　　きょうと事業再生債権回収株式会社
(2) 本店所在地　　京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
(3) 事業内容　　債権管理・回収業務の受託、債権買取（事業再生支援）業務
(4) 設立年月日　　2024年４月１日
(5) 事業開始時期　　2024年10月（予定）
(6) 資本金　　500百万円
(7) 株主　　株式会社京都フィナンシャルグループ（100％子会社）

（自己株式の消却）
当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却をすることを決議し、自己株式の消却を実施いたしました。
(1) 消却した株式の種類　　当社普通株式
(2) 消却した株式の総数　　2,000,000株
(3) 消却日　　2024年４月15日
(4) 消却後の発行済株式総数　　301,362,752株

（注）連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

第１期末（2024年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**16,299**	**流動負債**	**145**
現金及び預金	16,296	未払費用	71
その他	3	未払法人税等	18
固定資産	**463,491**	未払消費税等	49
有形固定資産	**0**	預り金	5
建物	0	その他	0
器具及び備品	0	**負債の部合計**	**145**
無形固定資産	**13**	（純資産の部）	
ソフトウェア	13	**株主資本**	**479,436**
投資その他の資産	**463,476**	**資本金**	**40,000**
関係会社株式	463,449	**資本剰余金**	**453,031**
繰延税金資産	26	資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	443,031
		利益剰余金	**11,059**
		その他利益剰余金	11,059
		繰越利益剰余金	11,059
		自己株式	**△ 24,654**
		新株予約権	**208**
		純資産の部合計	**479,644**
資産の部合計	**479,790**	**負債及び純資産の部合計**	**479,790**

第１期（2023年10月２日から2024年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**11,941**
関係会社受取配当金	11,095	
関係会社受入手数料	846	
営業費用		**722**
販売費及び一般管理費	722	
営業利益		**11,219**
営業外収益		**0**
雑収入	0	
営業外費用		**170**
支払利息	2	
創立費	144	
自己株式取得費用	24	
経常利益		**11,048**
税引前当期純利益		**11,048**
法人税、住民税及び事業税	**15**	
法人税等調整額	**△26**	
法人税等合計		**△10**
当期純利益		**11,059**

第１期（2023年10月２日から2024年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	―	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額								
株式移転による変動	40,000	10,000	443,032	453,032			△12,609	480,423
株式交換による変動			0	0			895	896
当期純利益					11,059	11,059		11,059
自己株式の取得							△13,006	△13,006
自己株式の処分			△2	△2			66	64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	40,000	10,000	443,031	453,031	11,059	11,059	△24,654	479,436
当期末残高	40,000	10,000	443,031	453,031	11,059	11,059	△24,654	479,436

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	―	―
当期変動額		
株式移転による変動		480,423
株式交換による変動		896
当期純利益		11,059
自己株式の取得		△13,006
自己株式の処分		64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	208
当期変動額合計	208	479,644
当期末残高	208	479,644

個別注記表

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

２．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　18年
器具及び備品　　10年
(2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

３．繰延資産の処理方法
創立費は、支出時に全額費用として処理しております。

追加情報

（積水リース株式会社の株式の取得）
当社は、2024年２月29日開催の取締役会において、積水リース株式会社の株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で三菱HCキャピタル株式会社との間で株式譲渡契約を締結いたしました。
(1) 被取得企業の名称及びその事業内容
被取得企業の名称　積水リース株式会社
事業内容　　総合リース業
(2) 株式取得の理由
当社グループは、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」の実現に向け、ソリューション機能の拡充に取り組んでおります。
積水リース株式会社は、積水化学工業グループを主要顧客としてリース事業を安定的に行っているリース会社であり、本株式取得は、当社グループにおけるリース事業の拡大につながるとともに、当社の子会社である京銀リース株式会社と積水リース株式会社の保有するノウハウや取引基盤等を相互に活かすことで、ソリューション機能の充実を図り、お客さまの経営課題の解決、当社グループの更なる企業価値向上に努めてまいります。
(3) 企業結合日
2024年６月３日（予定）
(4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
変更ありません。
(6) 取得前後の議決権比率
異動前の議決権比率　0.0%
異動後の議決権比率　90.0%

注記事項

（貸借対照表関係）
1．関係会社に対する金銭債権総額　16,296百万円

（損益計算書関係）
1．関係会社との取引高
(1) 営業取引による取引高
営業収益　11,941百万円
営業費用　244百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高
営業外費用　2百万円

2．関連当事者との取引
子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社京都銀行	京都市	42,103	銀行業	所有直接100%	経営管理等・役員の兼任	預金の預入	—	現金及び預金	16,296
							経営管理料の受取（注）1	821	—	—
							出向者負担金の支払（注）2	230	—	—
							自己株式の取得（注）3	12,609	—	—
							現物配当の受取（注）3	5,793	—	—

（注）1　経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。
2　出向者負担金は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。
3　組織再編に係る取引であり、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年1月16日）に基づいて取引金額を算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	―	11,312	113	11,199	（注）1、2、3

（注）1　2024年１月１日付で１株を４株に株式分割しております。

2　自己株式数の増加11,312千株の内訳は、以下のとおりであります。

（株式分割前）

・株式会社京都銀行からの当社株式の現物配当　1,482千株

・市場買付による取得　794千株

・単元未満株式の買取による取得　０千株

（株式分割時・株式分割後）

・株式分割による増加　6,495千株

・市場買付による取得　2,537千株

・単元未満株式の買取による取得　０千株

3　自己株式数の減少113千株の内訳は、以下のとおりであります。

（株式分割前）

・京銀リース・キャピタル株式会社（現 京銀リース株式会社）完全子会社化に伴う株式交換　105千株

・譲渡制限付株式報酬としての割当による処分　７千株

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払費用	21百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	26百万円
評価性引当額	―百万円
繰延税金資産合計	26百万円
繰延税金負債合計	―百万円
繰延税金資産の純額	26百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,640円98銭
１株当たりの当期純利益金額	37円46銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	37円43銭

（注）2024年１月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たりの純資産額、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（企業結合等関係）

連結計算書類の連結注記表（企業結合等関係）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象）における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

（注）個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月3日

株式会社　京都フィナンシャルグループ
取 締 役 会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　圭　介

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下井田　晶　代

監査意見
当監査法人は、会社法第444 条第4 項の規定に基づき、株式会社京都フィナンシャルグループの2023 年4 月1 日から2024 年3 月31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月3日

株式会社　京都フィナンシャルグループ
　取 締 役 会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　圭　介

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下井田　晶　代

監査意見
　当監査法人は、会社法第436 条第2 項第1 号の規定に基づき、株式会社京都フィナンシャルグループの2023 年10 月2 日から2024 年3 月31 日までの第1 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２３年１０月２日から２０２４年３月３１日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月7日

株式会社　京都フィナンシャルグループ　監査等委員会

監査等委員（常勤）	岩　橋　俊　郎
監査等委員	大　藪　千　穂
監査等委員	植　木　英　次
監査等委員	中　務　裕　之
監査等委員	田　中　素　子

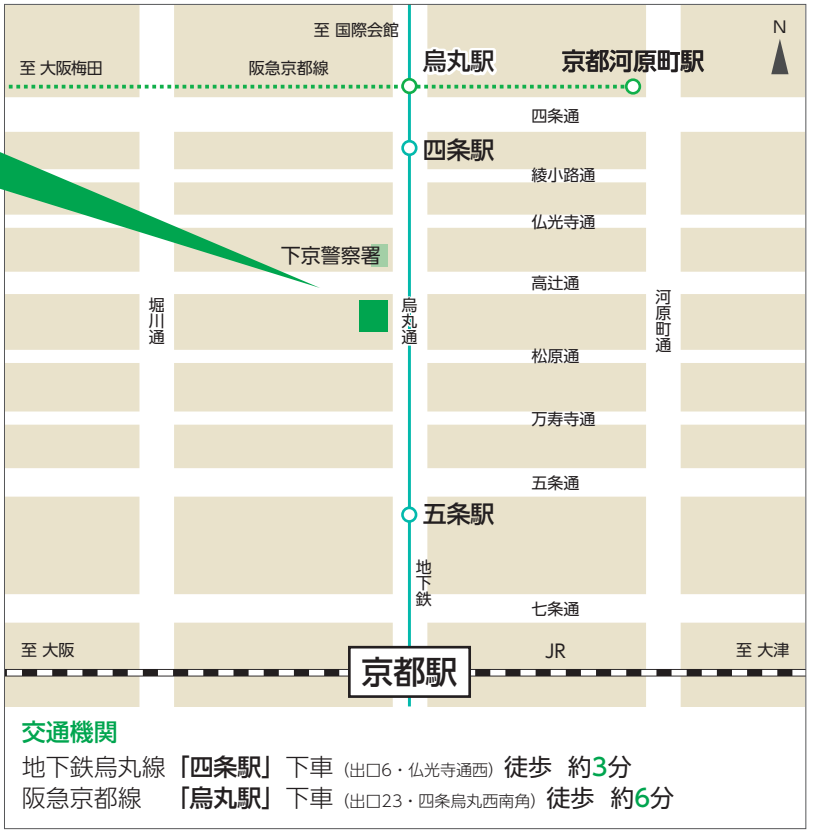
（注）監査等委員大藪千穂、植木英次、中務裕之及び田中素子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内



京都銀行本店



ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

株式会社京都フィナンシャルグループ
サステナビリティ経営統括部

電話：**(075) 361-2292**
(土日祝日を除く9：00～17：00)

お願い
駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

交通機関

地下鉄烏丸線 **「四条駅」** 下車 (出口6・仏光寺通西) **徒歩 約3分**
阪急京都線 **「烏丸駅」** 下車 (出口23・四条烏丸西南角) **徒歩 約6分**

当日ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

株主優待のご案内 (お申し込み方法などの詳細は７月中旬に対象の株主さまに別途郵送いたします)

保有株数
500株以上

内容（いずれか一つを選択）

1. 当社グループが運営するオンラインショップ「ことよりモール」でお買い物に利用いただける優待(4,000ポイント)
2. ことよりモール取扱商品（4,000円相当）
3. 社会貢献活動への寄付4,000円

詳しくは下記ウェブサイトをご覧ください。
https://www.kyoto-fg.co.jp/ir/stock/preferential/

なお、株式会社京都フィナンシャルグループ発足（2023年10月2日）をスタートとして３期以上継続保有いただいた株主さまへ、優遇額が増加する制度（長期優遇制度）を導入いたします。

(初回優遇対象の判定は2026年3月31日付株主名簿からとなります)